

○富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例

昭和52年 9 月 28 日

条例第21号

改正 昭和58年 2 月 1 日 条例第 2 号
昭和59年 6 月 30 日 条例第16号
昭和59年12月27日 条例第27号
昭和61年 3 月 26 日 条例第10号
平成 4 年 4 月 1 日 条例第 6 号
平成 6 年10月11日 条例第17号
平成 7 年12月22日 条例第25号
平成 8 年 3 月 29 日 条例第 5 号
平成11年 3 月 31 日 条例第 7 号
平成12年 6 月 30 日 条例第24号
平成18年 3 月 27 日 条例第20号
平成18年 9 月 29 日 条例第37号
平成20年 3 月 26 日 条例第15号
平成20年 9 月 30 日 条例第34号
平成25年 3 月 29 日 条例第10号
平成26年 3 月 28 日 条例第11号
平成28年 3 月 28 日 条例第10号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳を交付された者のうち、障害程度が1級から3級までの者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月 27 日 厚生省発児第156号）に基づく療育手帳を交付された者のうち、障害程度がAの者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく
精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級又は2級の者

(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項に規定する1級又は2級の
障害の状況にある旨の市長の認定を受けた者

2 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項各号に規定
する病院若しくは診療所又は薬局及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事
業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復
師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律
第217号）第1条の規定によるあん摩マッサージ師免許、はり師免許又はきゆう師免
許を受けた者をいう。

（昭58条例2・昭59条例16・昭59条例27・昭61条例10・平4条例6・平7条
例25・平20条例15・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）
は、富士吉田市に住所を有する重度心身障害者であって、次の各号の1に該当しな
いものとする。

(1) 20歳以上の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年
法律第134号）第20条又は第21条に規定する障害児福祉手当の支給の制限の要件に
該当するものと同様な経済状態にある旨の市長の認定を受けたもの

(2) 特別児童扶養手当の受給資格者が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律
第6条から第8条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該
児童

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設に収容されている者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害者支援施設に入所している知的障害者又は旧知的障害者援護施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者

(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による医療費の支給を受けることができる者

（昭58条例2・昭59条例27・昭61条例10・平8条例5・平11条例7・平12条例24・平18条例20・平20条例34・平25条例10・一部改正）

（医療費助成金）

第4条 対象者の疾病又は負傷に関して、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは社会保険各法に規定する療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費）の支給が行われた場合には、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費）の支給が行われた場合には、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額（以下「一部負担金」という。）を医療費助成金（以下「助成金」という。）として支給する。ただし、対象者が他の法令等により療養の給付等を受けられる場合は、その額を控除するものとする。

（昭59条例2・全改、平6条例17・平18条例20・平18条例37・平20条例15・平20条例34・一部改正）

（受給者証の交付申請）

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者又はその保護者（対象者を現に扶養し又は監護している者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、市長に受給者証の交付を申請しなければならない。

（昭58条例2・全改、平26条例11・一部改正）

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者に規則で定める受給者証を交付しなければならない。

(昭58条例2・全改)

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証の交付を受けた対象者（以下「受給者」という。）又はその保護者は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等において療養の給付等を受けようとする場合（受給者が療養の給付等を受けようとする場合に限る。）は、受給者証を提示しなければならない。

(昭58条例2・平26条例11・一部改正)

(支給の方法)

第8条 助成金の支給は、受給者又はその保護者の請求に基づいて行うものとする。

2 前項の請求は、原則として1月分を単位とし、保険医療機関等において療養の給付等を受けた日の属する月の療養の給付等に係る費用について、一括して翌月の10日以降に、規則で定めるところにより、市長に請求するものとする。

3 市長は、山梨県内に住所を有する保険医療機関等から助成金の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る対象者に対する助成金の支給に関し第1項の請求を受けたものとみなすことができる。

4 市長は第1項の規定にかかわらず、受給者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合（受給者証を提示しないで療養の給付等を受けた場合その他の規則で定める場合を除く。）は、受給者又はその保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該受給者又はその保護者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該受給者又はその保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

5 前項の規定により、市長が当該保険医療機関等に対し支払をしたときは、当該受給者又はその保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。

6 助成金は、受給者が療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の10日から起算し

て、2年以内に請求しなかった場合には、支給しないものとする。

(昭58条例2・平20条例15・平20条例34・平26条例11・平28条例10・一部改正)

(届出の義務)

第9条 受給者又はその保護者は、第5条の申請事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(昭58条例2・一部改正)

(受給者証の返還)

第10条 受給者又はその保護者は、受給者が第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 富士吉田市重度心身障害児医療費助成金支給条例(昭和47年条例第22号。以下「旧条例」という。)は廃止する。
- 3 この条例施行の際旧条例の規定により現に受給権を取得した者は、この条例の規定に基づく受給権の認定があった者とみなす。なお、これらの者に支給すべき旧条例の規定に基づく支給額並びに支給方法は、従前の例による。

附 則 (昭和58年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則 (昭和59年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の富士吉田市国民健康保険条例、富士吉田市老人医療費助成金支給条例及び富士吉田市乳児医療費助成金

支給条例、第2条の規定による改正後の富士吉田市母子家庭医療費助成金支給条例並びに第3条の規定による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、昭和59年10月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（昭和61年条例第10号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行し、改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、同日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成4年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、同日以降の医療にかかる医療費について適用する。

附 則（平成6年条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成6年10月1日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成7年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成7年10月1日以降の医療にかかる医療費について適用する。

附 則（平成8年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例及び富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成12年4月1日（以下「適用日」という。）以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日までの間において、現にこの条例第1条による改正前の富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例の規定により支給を受けた医療費の助成のうち、この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の障害者医療費助成条例」という。）の規定に該当することとなるものは、改正後の障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成とみなす。

附 則（平成18年条例第20号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第37号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第10号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等（新条例第4条に規定する療養の給付等をいう。以下この項において同じ。）に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前に行われた療養の給付等に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。